

(様式2号)

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型(既存施設併設))

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分			
(4)受入年齢	歳から	歳まで	
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
キャンセル料が発生する場合の基準・理由			
(9)給食・おやつ	給食の有無	費用	円
	おやつの有無	費用	円
(10)その他費用	その他の費用の有無	内容	費用 円

2 職員配置等に関する調書

(1)事業所の責任者

氏名	役職	教育職又は児童福祉事業の経験年数
		年

(2)職員の配置状況

定員のすべてを受け入れる際の配置人数を記入してください。

職員数	人	うち保育士資格者数	人
専従者数	人	うち保育士資格者数	人

(一時間当たりの利用定員)

0歳～2歳
人

(利用定員の内訳見込)

0歳	1歳	2歳
人	人	人

(一月当たりの利用定員(実人数))

最低資格者配置数
1 人

※開所する日数及び時間その他の事情を考慮して定めるもの

(3)職務内容

--

4 施設設備状況調書

(1) 施設設備(乳児等通園支援事業に係るもの)

設備	室数	面積(m ²)	乳児等通園支援事業を実施する面積	面積基準による児童数	基準面積	設置階	摘要
①乳児室					(3.3m ² /人)		
②ほふく室					(3.3m ² /人)		
③保育室					(1.98m ² /人)		
④遊戯室					(1.98m ² /人)		
⑤専用室(0~1歳児)					(3.3m ² /人)		
⑥専用室(2歳児)					(1.98m ² /人)		
⑦便所		※兼用可能					

(2) 防災等(乳児等通園支援事業に係る保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件				確認欄		
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。						
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。						
	ア 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。						
	イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。						
要件	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段				
			1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段				
		避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段				
			1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				
	3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段				
			1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段				
	4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
			1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段				
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。					
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この工において同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。 ① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。 ② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。					
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。					
	カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。					
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。					
	ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。					

(3)食事の提供(給食を実施している場合のみ記入)

・食事の提供方法

・調理室の有無

・加熱、保存等の機能を有する設備の有無

・(認可保育施設の場合)認可保育施設と同様の提供方法・設備で実施する

5 その他

(1)地域との連携に関する取組

(2)こどもの世帯の特性を踏まえた要支援家庭への対応について

(2)障がい児、医療的ケア児の受入体制、対応について